

旅 費（支 給） 規 程

（目 的）

第1条 本協会の維持・発展のために必要とされる諸会議・諸事業に出席・参加するために必要な交通費・宿泊費・日当・弁当等（以下、総称して旅費という。）を支給する場合の基準を定める。

（旅費支給の対象者等）

第2条 前条（第1条）の旅費の支給対象者は、本協会会員の他、次条で定める事業に参加協力する者とする。

第2条の1 旅費を支給する対象事業は別表の他、本協会主催の事業とする。

第2条の2 旅費の支給及び負担区分は次項以降で定めるほか別表のとおりとする。

- 2 事業に参加する講師及び指導者等の旅費は、本規程に準じて北海道協会が支給する。ただし、他の団体から支給された場合に重複支給は行わない。
- 3 競技会、会議以外の事業に参加する講師及び指導者等の日当、謝礼金等は各事業で定める。
- 4 競技会等の大会役員及び競技役員（以下、役員という。）の弁当は、主管団体が支給する。（帯同役員も含む。）
- 5 競技会等に北海道協会が召喚した役員（別表で定めるブロック部員を除く）には、交通費・宿泊費・日当を北海道協会が支給する。
- 6 競技会等に主管団体が召喚した役員には、交通費・宿泊費・日当を主管団体が支給する。ただし、支給額は本規程で定める範囲とし、支給の有無については主管団体に一任する。
- 7 競技会に合わせて開催される会議に出席する支給対象者が競技会の帯同役員の場合、交通費・宿泊費を北海道協会は負担しない。
- 8 競技会に合わせて開催される会議に出席する支給対象者が競技会の役員の場合、交通費・宿泊費・日当の重複支給は行わない。
- 9 食事時間を挟む会議等の際は、弁当または食事代として1,000円を北海道協会が支給する。

（交通費の算出基準）

第3条 交通費の算出基準は、JR料金算定表によるものとする。

- 2 第4項で定める以外の北海道内における交通費の算出基準は、距離は、役員等の所在地の中心駅から目的地の中心駅までの通算距離により算出する。〔中心駅の例…札幌市—札幌駅〕また、鉄道駅のない所在地および目的地については、バス路線の通算距離により算出する。
- 3 北海道外における交通費の算出基準は、出席者は可能な限り（超割・早割航空券等）安価なたび交通費の確保に努めることとし、役員等の所在地の中心駅から目的

地の中心駅までの間を鉄道および航空機による最も安価で利便性の高い交通機関を利用した場合の金額を算出し、これを支給するものとする。また、鉄道駅のない所在地および目的地については、バス路線の通算距離により算出する。

4 同一市町村内、隣接市町村内の交通費は、一律 1,000 円とする。

(宿泊費)

第 4 条 宿泊費は、実費（上限 7,000 円）を支給する。

(日 当)

第 4 条の 1 日当は、1 日 2,000 円を超えない範囲で支給する。

(別途算出・支給)

第 5 条 本会の会員が、この基準により著しく不利益を受ける場合には、別途考慮し支給することができる。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、財務委員会、事務局若しくは理事が発議し、理事会で議決する。

附 則

- 1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 3 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。(全部改正)
- 4 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 5 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 6 この規程は、平成 16 年 11 月 15 日から施行する。(一部改正)
- 7 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 8 この規定は、2019 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 9 この規定は、2022 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)

別表

交通費・宿泊費の負担区分

項目	対称事業名	支給対象者（出席者）	交通費の 給付負担団体	宿泊費の 給付負担団体	備 考
道 内 旅 費	代議員会	会長、副会長、理事長 事務局長、各委員長、監事	北海道協会	北海道協会 (注1参照)	単日会議
		代議員（注1参照）	各代議員選手 組織	各代議員選出 組織	
	理事会	会長、副会長、理事長 事務局長、事務局次長 各委員長ならびに部長	北海道協会	北海道協会 (注2参照)	夜間会議
		地区選出理事	各理事選出地区	各理事選出地区	
	北海道ジュニア 選手権	会長、副会長、理事長、 競技委員長、審判長	北海道協会	主管団体 2泊(注3参照)	帯同役員制
	北海道選手権 兼国体予選	事務局長	北海道協会	北海道協会 (注2参照)	
	年齢別選手権	ブロック部員 (競技部1名、審判部1名)	主管団体 (注4参照)	主管団体 (注4参照)	
北海道シャトル 競技会	理事長、事務局長、 シャトル事業部担当役員 (部長・部員)	北海道協会	北海道協会 (注1参照)	単日競技会	
道 外 旅 費	東日本協会総会	本協会が選出した(道代表) 東日本協会理事(1名)	北海道協会	北海道協会	
	東日本協会理事会	本協会が選出した(道代表) 東日本協会理事(1名)	北海道協会	北海道協会	
	東日本協会常任 理事会	東日本協会理事会が選出し た常任理事	北海道協会	北海道協会	
	東日本協会普及 部長会議	本協会の普及指導部長又は シャトル事業部長(いずれ か1名)	北海道協会	北海道協会	
そ の 他 の 旅 費	道スポーツ協会 評議員会	本協会が選出した道体協評 議員	道スポーツ協会	給付不要	単日会議
	本会が認めた諸 会議・諸会合	本協会より選出・指名され た(本協会)代表者	北海道協会	北海道協会	(注5参照)

<注1> 宿泊費については、出席対象者が宿泊を余儀なくされた場合に限り支給される。

<注2> 主管団体が競技会の役員として委嘱した場合の宿泊費は、主管団体が負担する。それ以外は道協会が負担する。

<注3> 宿泊費の給付における2泊は競技委員長・審判長のみとする。

<注4> ブロック部員は、大会開催地区の部員の参加が基本となるが、その部員が大会に参加できない場合は近隣地区から順に大会参加を要請することとする。

<注5> 諸会議・諸会合への出席者の選出(指名)に際し緊急を要する場合には、会長・副会長・理事長・事務局長により判断・決定される。